

梅の蕾がふくらみ、春の訪れが待ち遠しい今日この頃です。今月号も最新トピックスをお届けします。

## 国内動向▶▶▶▶▶

### ① JIS Z 7252/7253 を改正 (厚生労働省・経済産業省)

2025年12月25日、JIS Z 7252 (GHSに基づく化学品の分類方法) 及びZ 7253 (GHSに基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) が改正された。今回の改正でJIS Z 7252/7253は国連GHS文書改訂第9版 (2021年) に準拠する内容となった。

主な改正点: ▶「爆発物」、「可燃性ガス」及び「エアゾール」の分類区分の見直し (JIS Z 7252)  
▶ヒト健康に対する有害性の分類における*in vitro*等の代替法試験結果の利用 (JIS Z 7252)  
▶規格名称の変更、SDSの記載内容 (様式) の見直し等 (JIS Z 7253)  
☞ ChemSafe [2025年12月号](#)、[2026年1月号](#)、本号の特集記事もご覧ください

なお、旧規格から新規格への移行猶予期間として5年 (2030年12月24日まで) が設けられている。

[もっと詳しく☞](#) [官報 \(令和7年12月25日\)](#)

### ② 化審法 第一種特定化学物質に指定される具体的な PFHxS 関連物質を定める省令 (案) を公表

(厚生労働省・経済産業省・環境省)

厚生労働省・経済産業省・環境省は1月21日、2025年12月に化審法第一種特定化学物質に追加された「PFHxS (ペルフルオロヘキサンスルホン酸) 関連物質」の具体的な物質を定める省令案を公表し、2月19日までの意見募集を開始した。本省令案では117の物質が指定されており、2026年4月頃に公布、6月17日 (改正令の施行と同日) に施行される予定である。

[もっと詳しく☞](#) [e-Gov \(「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十七号の規定に基づき化学物質を定める省令 \(案\)」に対する意見募集について\)](#)

## 海外動向▶▶▶▶▶

### ① 2025年特定有害物質禁止規則を公布 (カナダ環境省)

2025年12月31日、2025年特定有害物質禁止規則がカナダの官報に掲載された。2012年版の同規則からの改訂には、難燃剤デクロンプラス (DP) 及びデカブロモジフェニルエタン (DBDPE) とそれらを含む製品の製造、使用、販売、輸入の禁止等が含まれる。また、特定のPFAS等に設定されていた適用除外が一部削除となる。本規則は2026年6月30日に施行される。

[もっと詳しく☞](#) [Government of Canada \(Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2025: overview\)](#)

### ② 米国 OSHA HCS2024 の移行期限を延長 (米国 OSHA)

1月15日、米国労働安全局 (OSHA) は、2024年改訂の危険有害性周知規則 (HCS2024) で設定された移行期限をそれぞれ4ヵ月延長する改訂規則を公表した。延長後の最も早い移行期限は2026年5月19日となる。

[もっと詳しく☞](#) [Federal Register \(Hazard Communication Standard\)](#)

### ③ フタル酸エステル5物質の TSCA リスク評価結果を公表 (米国 EPA)

米国環境保護庁 (EPA) は、有害物質規制法 (TSCA) に基づくフタル酸エステル5物質の最終的なリスク評価結果を2025年12月31日に公表した。労働者や環境に対するリスクがあるとの評価結果に基づき、今後、労働者の安全確保や環境保護を目的とした対応の策定が進められる。

[もっと詳しく☞](#) [EPA \(Phthalates | EPA Phthalates Risk Evaluations\)](#)

### ④ 非ポリマー芳香族臭素系難燃剤に関する情報提供を要請 (ECHA)

欧州化学品庁 (ECHA) は、複数の非ポリマー芳香族臭素系難燃剤について附属書XV (制限対象物質) への追加提案の準備を進めており、これらの物質の規制によって予想される社会経済的影響に関するコメント及び情報の募集を1月21日に開始した。情報提供期限は3月18日。

[もっと詳しく☞](#) [ECHA \(Current calls for comments and evidence\)](#)

## 特集：JIS Z 7252/7253 改正のポイント③

本号 国内動向④のとおり、SDS・ラベル作成のJIS規格であるJIS Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）及びJIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））が改正されました。ChemSafe 2025年12月号及び2026年1月号では、JIS Z 7252の主な改正内容を紹介しました。本号では、JIS Z 7253の改正で特に留意すべきポイントを紹介します。

### JIS Z 7253 の改正で特に留意すべきポイント

#### ① 危険有害性情報（Hコード）及び注意書き（Pコード）の大幅な見直し

今回の改正の中でも最も影響が大きいのが、Hコード及びPコードの見直しとなります。国連 GHS 文書改訂第9版に準拠し、多数のHコード及びPコードが大幅に削除・変更・追加されました（例：H200～H203の一部削除、H204の区分割当の変更等）。現行のSDSで改正後のHコードに相当する危険有害性情報が含まれる場合は更新が必要となります。

#### ② 国内法令との連携強化

国連 GHS 文書改訂第9版だけでなく、国内法令（労働安全衛生法、化学物質排出把握管理促進法、毒物及び劇物取締法等）との整合性が図られ、SDSへの記載内容（様式）、情報伝達ルール等が見直されました。前者の一例として、推奨用途及び使用上の制限について、国内法令（労働安全衛生法等）によって記載が求められる場合はそれに従う旨の文言が追加されています。

#### ③ 「緊急時応急措置指針番号」の追加

SDSに記載する情報として、輸送上のトラブル時に役立つ「緊急時応急措置指針番号」が追加されました（記載は任意）。緊急時応急措置指針番号とは、日本化学工業協会が定める「緊急時応急措置指針」において、化学物質の危険有害性と緊急時の対応が共通するものをグループ分けし、付与された番号のことであり、事故発生時に確認することで、迅速に取るべき応急措置（初期対応）がわかるようにしたものです。

#### ④ 作業場でのデジタル表示への対応

最新の労働安全衛生法令を踏まえ、ラベルに記載された情報をパソコン、タブレット等の電子媒体に記録し、作業場に設置することで、作業者がその内容を常時確認する方法が追加されました。

新JISへの移行期間は**5年間（2030年12月24日まで）**となっています。

CERIでは、**新JIS対応のSDS・ラベル作成の受託を開始**しています。

お気軽にお問い合わせください。

 [SDS専用お問合せフォーム](#)

## お知らせ

### ○書籍執筆

以下の書籍で、本機構職員が本文及びコラムの執筆を一部担当しました。

化学物質の生態系影響に関する評価、試験法から法令に基づく管理まで網羅した入門書で、化学物質の製造・安全管理に携わる現場・企業の方の基礎知識のボトムアップにも有用な1冊となっています。

- [日本環境毒性学会 編「環境毒性学」](#)（丸善出版）

### ○国際医薬品開発展（CPHI Japan 2026）に出展します！ <https://www.cphijapan.com/>

【日時】2026年4月21日（火）～23日（木）10：00～17：00

【場所】東京ビッグサイト 東1ホール【ブース小間番号】1A-44

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

**CERI** 一般財団法人 **化学物質評価研究機構**  
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：福島、田辺、多田)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: [cac-reach@ceri.jp](mailto:cac-reach@ceri.jp)